

個人住民税に係る特別徴収の実施確認について

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、納税義務者である従業員（給与所得者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）納入する制度です。この制度は、地方税法第321条の4及び各市町村の条例で定められており、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、個人・法人を問わず、原則として個人住民税を特別徴収することが義務付けられています。

日置市では、法令遵守の観点から、この個人住民税特別徴収を推進しており、建設工事部門、測量・建設コンサルタント等部門の入札参加資格審査申請において、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを参加資格の要件としております。

このことから、入札参加資格審査申請の際には個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書（以下「確認・誓約書」という。）が必要になりますので、下記を参考に作成し、提出してください。

1 日置市内在住の従業員の方がいない場合

確認・誓約書の1の欄にチェックした後に、入札参加資格審査申請書等（以下「申請書等」という。）と合わせて、財政管財課へ提出してください。

2 既に特別徴収事業者である場合

確認・誓約書と直近の領収証書の写し、又は直近の領収証書の写しがない場合は、市民税係の確認印を受けて、申請書等と合わせて、財政管財課へ提出してください。

3 特別徴収未実施である場合

(1) 特別徴収義務がない場合

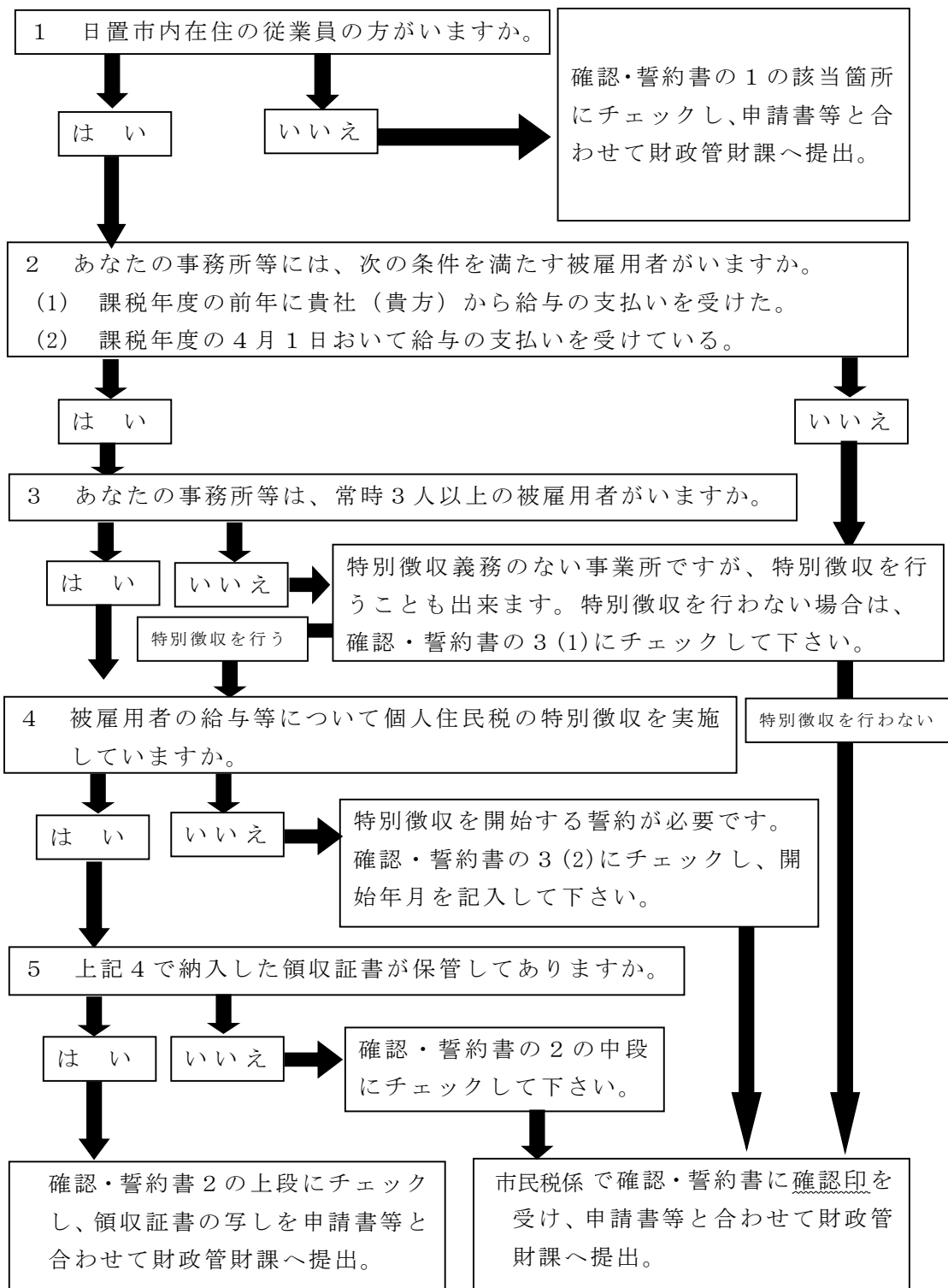
確認・誓約書の3(1)の欄にチェックし、市民税係で「特別徴収の義務がないこと」の確認印を受けて、申請書等と合わせて、財政管財課へ提出してください。

(2) 特別徴収義務があるが実施していない場合

確認・誓約書の3(2)の欄にチェックし、特別徴収を開始する時期(年月)を記入しその「誓約」を行ってから、市民税係の確認印を受けて、申請書等と合わせて、財政管財課へ提出してください。

なお、この誓約による申請は、1回だけの特別措置です。前回の申請時に特別徴収義務がありながら、現在も実施していない場合は入札参加資格審査申請はできません。

貴事業所がどのケースに該当するか、下記のフロー図により御判断ください。



※ 特別徴収に関するお問合わせ先

日置市役所 税務課 市民税係	TEL 099-248-9412
東市来支所 地域振興課 市民税係	TEL 099-274-2436
日吉支所 地域振興課 市民税係	TEL 099-292-2033
吹上支所 地域振興課 市民税係	TEL 099-296-2257